

## 住宅用火災警報器の交換の啓発と補助を

質問者 榎本 義輝

消防法に基づいた東京都火災予防条例により、住宅用火災警報器を既存住宅についても2011年6月までに設置することとされてから、住宅用火災警報器の交換時期の目安とされる10年目の節目の年を迎える。

消防署および消防団・自主防災組織などと連携し、啓発活動に努めるとともに交換を促すためにも補助制度を検討してはいかがか。町長の答弁を求める。